

III 地域で暮らしながら受ける支援

4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

40 あんしんショートステイ (福祉局高齢福祉課)

介護者の入院などで、介護保険の上限を超えてショートステイを利用する場合の利用料金の一部を助成します。

1 内容

利用回数: 1年度に 36 日まで

実施施設: 特別養護老人ホーム(指定された施設のみ)

2 対象者

福岡市の介護保険被保険者(福岡市に介護保険料を納めている人)で、介護保険における要支援1・2、要介護1～5に認定された 65 歳以上の人のうち、介護保険料所得段階第 1～5 段階までの在宅の人

3 費用(自己負担)

1日 2,900 円 + 食費 ※生活保護・支援給付を受けている人は、食費のみの負担です。

4 利用方法

各区保健福祉センター・介護保険課にお申し込みください。利用登録証を発行します。

申込時に必要なもの…

①申込書(①は申込窓口又は市ホームページに掲載しています。)

②介護保険被保険者証

ご利用の際には、利用登録証、介護保険被保険者証を施設にご持参ください。

5 送迎

ご利用の施設にご相談ください(費用は片道 600 円)。

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター・介護保険課(P132 参照)

III 地域で暮らしながら受ける支援

4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

41 おむつサービス (福祉局高齢福祉課)

寝たきりなどにより在宅のおむつが必要な人に、おむつを定期的に配達し、その費用の一部を助成することにより、本人及び介護にあたっている家族の介護負担を軽減し、高齢者福祉の増進を図ります。

1 内容

利用者は各区福祉・介護保険課にある「事業者一覧」及び「商品一覧表」から、希望の事業者・商品を決めて申込みを行います。選んだ事業者が、おむつを毎月宅配します。

※「事業者一覧」及び「商品一覧表」は、福岡市ホームページにも掲載しております。

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/oldage-welfare/health/00/03/3-020105.html>

(福岡市>健康・医療・福祉>高齢・介護>介護>家で暮らす>生活のサポート>おむつサービス)

2 対象者

福岡市の介護保険被保険者(福岡市に介護保険料を納めている人)で、介護保険における要介護3~5と認定された在宅のおむつが必要な人

3 費用

利用者の介護保険料所得段階		助成額(月あたり)	
		利用者負担率	助成限度額
第1段階	【A】:生活保護受給者、支援給付受給者 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	0%	6,000 円
	【B】:市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	10%	5,400 円
第2・3段階	市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える	10%	5,400 円
第4・5段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税	40%	3,600 円
第6・7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 200 万円未満	65%	2,100 円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満	90%	600 円
第9~13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 300 万円以上	100%	0 円

※第1段階のA、Bという区分は、当該事業独自の区分になります。

※利用者は、申込金額に上記の利用者負担率を乗じて算出した金額を負担していただきます。ただし、市が負担する金額には右欄の上限(助成限度額)があるため、上限を超える額は利用者に負担していただきます。

4 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。

申込時に必要なもの…①申込書 ②介護保険被保険者証

(①は申込窓口又は市ホームページに掲載しています。)

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P132 参照)

III 地域で暮らしながら受ける支援

4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

42 寝具洗濯乾燥消毒サービス (福祉局高齢福祉課)

寝たきりなどにより寝具の洗濯乾燥消毒の援助が必要な人に、使用している寝具の乾燥消毒及び丸洗いを行い、本人及び介護している家族の負担を軽減するとともに、高齢者の保健衛生の向上と高齢者福祉の増進を図ります。

1 内容

年度内に6回(そのうち丸洗いは1回)以内、または、年度内に2回(丸洗いのみ)以内のどちらかを選択

乾燥消毒…布団乾燥を行います。

丸洗い……寝具の丸洗いを行います。

※寝具の処理には、1週間程度かかりますので、その間の布団を希望される人には、無料で貸出を行います。事業者に事前にお申し出ください。

2 対象者

市内に居住し、介護保険における要介護3～5と認定された65歳以上の人

3 費用(自己負担)

利用者の介護保険料所得段階		助成額(1回あたり)	
		丸洗い	乾燥消毒
第1段階	【A】:生活保護受給者、支援給付受給者 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	7,700円	5,280円
	【B】:市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	6,930円	4,760円
第2・3段階	市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	6,930円	4,760円
第4・5段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税	4,620円	3,170円
第6・7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満	2,700円	1,850円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満	770円	530円
第9～13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上	0円	0円

4 利用方法

各区保健福祉センター・福祉・介護保険課にお申し込みください。

申込時に必要なもの…①申込書

②介護保険被保険者証

(①は申込窓口又は市ホームページに掲載しています。)



【問い合わせ先】

各区保健福祉センター・福祉・介護保険課(P132 参照)

III 地域で暮らしながら受ける支援

4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

43 移送サービス (福祉局高齢福祉課)

寝たきりのため一般の交通機関を利用することが困難な高齢者に、寝台タクシー料金の一部を助成することにより、高齢者の生活支援や介護者の負担を軽減し、高齢者福祉の増進を図ります。

1 内容

寝台タクシーの基本料金相当のチケットを年間4枚給付します。

※助成額については、介護保険料所得段階によって異なります。

2 対象者

市内に居住し、介護保険における要介護4・5と認定された 65 歳以上の人で、座位を保てない人。ただし、介護保険料第9段階以上の人には対象外。

3 支給内容

利用者の介護保険料所得段階		助成額(1回あたり)
第1段階	【A】:生活保護受給者、支援給付受給者 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	8,500 円
	【B】:市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下	7,650 円
第2・3段階	市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える	7,650 円
第4・5段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税	5,100 円
第6・7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 200 万円未満	2,970 円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満	850 円
第9～13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 300 万円以上	助成対象外

※第1段階の A、B という区分は、当該事業独自の区分になります。

4 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。

移送タクシー利用券を発行します。

申込時に必要なもの…①申込書 (①は申込窓口又は市ホームページに掲載しています。)
②介護保険被保険者証

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P132 参照)

III 地域で暮らしながら受ける支援

4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

44 家族介護者のつどい (福祉局認知症支援課)

高齢者を自宅で介護している家族の方が、介護者同士の相互交流や意見交換、介護技術の習得などを通じて介護負担の軽減と心身のリフレッシュを図れるよう家族介護教室などを実施します。

1 内容

- ・家族介護者の交流会
- ・家族介護教室

2 対象者

福岡市内に居住する要介護高齢者(要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた人。40歳以上65歳未満で特定疾病に該当する人を含む。)を在宅で現に介護している家族

3 費用(自己負担)

教材費・食材費などの実費相当額

【問い合わせ先】

介護実習普及センター 福岡市市民福祉プラザ3階 TEL 731-8100 FAX 731-5361

45 家族介護者応援メールマガジン (福祉局認知症支援課)

家族を介護されている人が、より手軽に介護に関する情報を入手できるよう、家族介護者向けのイベント情報や介護保険サービスに関する情報を掲載したメールマガジンを配信しています。

◎登録方法は、右記コード、または福岡市のホームページで
「福岡市メールマガジン」と検索

《登録はこちらから》

→「福岡市のメールマガジンについて」の画面に従って登録
(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/mailmag.html>)



- ① 「tourokumag@city.fukuoka.lg.jp」へ空メールを送信する。
- ② 受付番号と新規登録画面へのURLが記載されたメールが届く。
- ③ 届いたメールの中のURLをクリックし登録手続き画面で設定を行う。
- ④ 「家族介護者応援メールマガジン」の項目で、「配信を希望する」にチェックを入れる。

【問い合わせ先】

福祉局認知症支援課 TEL 711-4891 FAX 733-5587

III 地域で暮らしながら受ける支援

4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

46 認知症の人の見守りネットワーク事業（福祉局認知症支援課）

行方不明になった認知症の人を早期発見・保護するため、また、介護者の負担を軽減するため、警察や地域などの協力のもとにネットワーク事業を行っています。

種類	登録制度	(登録制度と同時利用)	
		検索してメール	検索システム
内容	事前に、氏名・住所・連絡先・特徴・写真等を警察署や保健福祉センターなどに登録し、認知症の人の行方がわからなくなったりの早期発見・保護や、保護されたときの身元確認ができるようになります。	「検索してメール」の利用登録された人が行方不明になったとき、行方不明時の状況などを聞き取り、協力事業者・協力サポートへメールを一斉配信し、検索への協力をお願いすることで、早期発見・早期保護を図るもので	行方不明になるおそれのある認知症の人が携帯する「GPS端末機」を貸与します。コンタクトセンターやスマートフォン専用アプリを利用して、対象者の位置や異動履歴を確認し、早期発見・早期保護を図るもので
サービスの利用者	対象者	福岡市内に居住する認知症の人	福岡市の介護保険被保険者(福岡市に介護保険料を納めている人)で、認知症により行方不明になる可能性のある在宅で生活している人(40歳以上65歳未満の人は、要介護認定者)
	申請者	対象者の親族・介護者 対象者本人	対象者を介護している人
費用	無料	登録は無料。 *メール配信依頼時のメールを受信するためにメールアドレスを登録された場合は、メールの送受信などにかかる費用は、利用者負担となります。	月額利用料1,375円の自己負担が必要です。 *アプリ利用時にかかる通信料は、利用者負担となります。 *初期費用は福岡市が助成しています。
申込方法	各区保健福祉センター地域保健福祉課または対象者がお住まいの区域担当の「いきいきセンターふくおか」にお申込みください。(事前にお問い合わせください。)		
必要なもの	写真(2枚 ※最近のもので、顔や体格がわかるものをご用意ください。)		

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター地域保健福祉課(P132 参照)

※申請書は、保健福祉センター、警察署、いきいきセンターふくおかで保管します。

【検索へのご協力をお願いします】 送受信などにかかる費用は、利用者負担となります。

○検索してメールの協力事業者、協力サポートへの登録

support@req.jp に空メールを送信してください。登録のためのメールが届きましたら、URL から登録をお願いします。

※TLS1.2 以上の暗号化通信対応端末からのみ登録できます。

※sagashite@city.fukuoka.lg.jpからのメール受信が可能なように設定をお願いします。

○ステッカーアプリの協力者への登録 (H29~R3 検索システム[ステッカー]利用者のため)

App Store や Google Play で「みまもりあい」と検索してアプリをダウンロードし、登録をお願いします。

認知症高齢者検索して
メール協力サポート
登録用コード
<support@req.jp>



III 地域で暮らしながら受ける支援

4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

47 認知症高齢者家族介護者支援事業（福祉局認知症支援課）

1 認知症介護家族やすらぎ支援事業

(1) 内容

認知症の人を自宅で介護する家族が、外出する時間帯、または介護疲れで休息が必要な時間帯に、認知症の人の介護経験等が有るボランティア（やすらぎ支援員）が、認知症の人の居宅を訪問し、認知症の人の見守り、話し相手、家族の相談に応じます。

※ 緊急時を除き、直接身体に触れる介護は行いません。

(2) 実施期間

- ① 回数：1日1回、週3回まで
- ② 時間：3時間以内（午前9時～午後6時）

(3) 対象者

福岡市の介護保険被保険者（福岡市に介護保険料を納めている人）で、介護保険法に規定する要支援・要介護認定を受けている在宅の認知症高齢者（40歳以上 65歳未満で介護保険法施行令第2条に規定する特定疾病に該当する人を含む。）と同居または同居に準じた状況で介護している家族

※施設入所者・入院中の人は・やすらぎ支援員では対応ができない人は対象外です。

(4) 費用（自己負担）

- ① 500円／時間及びやすらぎ支援員の交通費
- ② 当日のサービス終了時に、やすらぎ支援員に利用料金をお渡しください。領収書を発行します。

(5) 利用方法

各区保健福祉センター・福祉・介護保険課にお申し込みください。

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター・福祉・介護保険課（P132 参照）

2 認知症介護相談

(1) 内容

認知症の人とその家族からの悩みごとの相談に介護経験のある相談員が面接又は電話にて相談に応じます。開設時間に直接お越しいただくか、お電話ください。

毎月第2日曜日、毎週木曜日 午後1時～4時

〔祝日、年末年始（12月28日～1月3日）、福岡市市民福祉プラザ休館日は除きます。〕

TEL 0120-851-641

(2) 場所

中央区荒戸3丁目3-39 福岡市市民福祉プラザ3階

III 地域で暮らしながら受ける支援

4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

48 認知症カフェ (福祉局認知症支援課)

認知症カフェとは、認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉の専門職などが気軽に集い情報交換やお互いを理解する場所です。

- ◎福岡市内で開設されている認知症カフェの情報は、福岡市ホームページに掲載しています。
- ◎認知症カフェを新たに開設し、認知症の人などからの相談に対応できる専門職のスタッフを1名以上配置する等の要件を満たす場合には補助金の交付を行っています。

《詳細はこちら》



【問い合わせ先】

福祉局認知症支援課 TEL 711-4891 FAX 733-5587

49 認知症コミュニケーション・ケア技法 「ユマニチュード®」講座 (福祉局認知症支援課)

ユマニチュードとは、介護される人に、自分が大切にされているということを感じ、理解してもらえるよう伝えるための技術です。

家族介護者向け講座では、介護に必要な知識と具体的なケア技術の基本を学びます。

- ・対象者 福岡市内にお住まいもしくはお勤めの方
- ・費用 無料(※一部有料の講座もあります。)
- ・日程 市政だよりや福岡市ホームページでお知らせします。

【問い合わせ先】

福祉局認知症支援課 TEL 711-4891 FAX 733-5587

III 地域で暮らしながら受ける支援

4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

50 ケアノート（在宅連携支援システム）（福祉局政策推進課）

要支援・要介護高齢者のご家族や、医療・介護関係者（かかりつけ医、ケアマネジャー、ヘルパー等）が、普段お使いのパソコンやスマートフォン等で、高齢者ご本人に関する情報を共有するシステム「ケアノート（在宅連携支援システム）」を提供しています。

1 内容

高齢者ご本人の同意のもと、行政が保有している要支援・要介護高齢者に関する介護保険情報等を、ご家族、医療・介護関係者がインターネット上で共有するシステムです。

※ケアノートURL:<https://carenote.city.fukuoka.lg.jp/index.html>

2 対象者

支援対象者	<ul style="list-style-type: none">・65歳以上の福岡市の介護保険被保険者（福岡市に介護保険料を納めている人）※要支援や要介護の認定を受けていない人も対象となります。・40歳以上64歳以下の福岡市の介護保険被保険者（福岡市に介護保険料を納めている人）のうち、要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた人
利用者 (支援対象者の情報を共有できる人)	<ul style="list-style-type: none">・支援対象者のご家族、医療・介護関係者（かかりつけ医、ケアマネジャー、ヘルパー等）

【導入のメリット】

①支援対象者本人

関係者間で情報が共有されることで、支援対象者本人にとって、より良い医療・介護サービスを受けられることが期待できます。

②支援対象者のご家族

遠方のご家族も、医療・介護関係者と直接やり取りすることで、支援対象者の日頃の生活状況等を確認することができます。

③医療・介護関係者

時間や場所を気にすることなく、情報共有（資料や動画・写真等）や連絡・調整、介護認定情報の確認等が簡単にでき、医療・介護関係者の事務負担が軽減されます。

3 費用

利用料は無料。

※通信費等については利用者の負担となります。

4 利用方法

ケアノートホームページから「システム利用申請書」をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ、福祉局政策推進課にお申し込みください。

《ケアノートはコチラから》

【問い合わせ先】

福祉局政策推進課 TEL 733-5343 FAX 733-5587



III 地域で暮らしながら受ける支援

4 在宅の要支援または要介護状態の人や介護者への支援

51 ケアインフォ（保険外サービス情報提供サイト） (福祉局政策推進課)

高齢者の生きがいづくりや快適な生活を支援するため、市内の事業者が提供する介護保険外サービス（自費）の情報を専用 WEB サイトで提供しています。

1 内容

家事代行や配食、見守りなどの様々な介護保険外サービスの情報を提供しています。

※ケアインフォ URL:<https://careinfo.city.fukuoka.lg.jp>

2 提供サービスの内容

提供サービスの種別	提供サービスの詳細
生活援助	炊事、洗濯、買い物代行 など
身体介護	入浴介助、排泄介助、食事介助 など
無料送迎(シャトルバス等)	通院、買い物 など
有償運送	介護・福祉タクシー、福祉有償運送
商品配送	生活用品、食品 など
見守り	電話、訪問、緊急通報装置 など
配食	きざみ食、低たんぱく食 など
訪問理美容	訪問型、送迎型
無料相談窓口	介護、住まい、法律 など
交流・ふれあいの場	おしゃべり、レクリエーション など

3 対象者

どなたでも閲覧できます。(福岡市内で提供されているサービスを掲載しています)

4 利用方法

- (1)インターネット検索画面にて「福岡市 ケアインフォ」を検索
- (2)ケアインフォトップ画面より、「お住まいの地域」と「必要なサービス種別」を選択し検索を開始
- (3)条件に該当する事業者一覧が表示されますので、希望の事業者を選択しTEL、またはメール等によりお問い合わせください。

※検索結果に表示された各事業者等の活動内容等を、福岡市が保証するものではありません。サービスの利用や会員登録の際には、当該登録事業者等の定める契約約款や利用料金等を十分ご確認ください。

《ケアインフォはコチラから》

【問い合わせ先】

福祉局政策推進課 TEL 733-5343 FAX 733-5587

